

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年7月9日(金) 午後1時30分
- 2 開催場所 市役所 防災研修室AB
- 3 出席委員(農業委員14名+推進委員5名)

### 農業委員

会長 安部英輔 会長代理 松尾保幸 2番 阿部 進 3番 松井千次  
4番 篠崎久典 5番 高崎雅俊 6番 阪本和實 7番 小野博文  
8番 舟越俊茂 9番 奥水英治 10番 小野吉宣 11番 安河内龍一  
12番 松尾幸主 13番 北崎守孝

### 推進委員

3番 浦辺祐治 5番 梶原泰明 7番 柿原耕一 8番 本松和彦  
11番 添田年博

- 4 欠席委員(なし)

### 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 議案第16号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標と計画について

第3 報告事項

- (1) 報告第7号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第8号 非農地証明願の提出について
- (3) 報告第9号 農地改良行為の届出について

- 6 その他

## 7 農業委員会事務局職員

事務局長 荒牧 裕次

係長 松井 秀臣

主査 原 美佐子

## 8 会議の概要

議長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めたいと思います。本日の委員14名中、14名出席ですので総会は成立致します。

議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。5番 篠崎委員、6番 高崎委員にお願いをいたします。

それでは、議事日程第2審議案件に入ります。

まず議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係長 1ページ議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

### 【事件番号1番 説明】

議長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 特にありません。

議長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(質疑なし)

議長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 【事件番号2番 説明】

- 議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を  
お願いいたします。
- 委 員 特にありません。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入  
ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してくだ  
さい。(質疑なし)
- 議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願  
います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたしま  
す。
- 議 長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いしま  
す。
- 係 長 【事件番号3番 説明】
- 議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を  
お願いいたします。
- 委 員 特にありません。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入  
ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してくだ  
さい。
- 委 員 交換することによってメリットがあると思いますが、把握していますか。
- 係 長 今回の申請につきましては、隣りまち同士で作ってある田ですが、一方  
は休耕田の状態です。これを、交換することによって、一方の方が隣り  
まち同士で作りやすくなるというメリットがあります。なお、耕作面積  
については、台帳に基づき統一します。
- 議 長 他にございませんか。・・・ありませんか。無いようですので採決を行  
います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成ござい

ますので、許可することに決定いたします。

議 長 続きます。事件番号4番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 【事件番号4番 説明】

議 長 事件番号4番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いします。

委 員 特にありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

委 員 なし

議 長 ございませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

議 長 続きます。事件番号5番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 【事件番号5番 説明】

議 長 事件番号5番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いします。

委 員 特にありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

委 員 なし

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。

議 長 続きまして、議案第13号、農地法第4条の規定による許可申請について上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 15ページ議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして16ページ農地法第4条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

#### 【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましても意見ををお願いいたします。

委 員 特にありません。

議 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん、本案件につきましても意見ををお願いいたします。

委 員 特にありませんし、竹原の営農組織にとって使い勝手の良い施設になると思います。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

委 員 なし。

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。

議 長 続きまして、議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より

説明をお願いします。

係 長 19ページ議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして20ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

**【事件番号1番 説明】**

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 特にありません。

議 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 特にありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

委 員 なし。

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。

議 長 次に、議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 26ページ議案第15号 農用地利用集積計画の決定につきまして、27ページをご覧ください。農用地利用集積計画による所有権移転でございます。

**【説明】**

次に 29 ページをご覧ください。

【説明】

次に 30 ページをご覧ください。

農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。

【説明】

次は 31 ページ、農用地利用権設定等計画一覧表、新規分となります。

【説明】

議 長 　ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 　なし

議 長 　無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長 　次に、議案第 16 号、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 3 年度の計画についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 　32 ページ議案第 16 号令和 2 年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価及び令和 3 年度の目標と計画につきまして、33 ページ以降をご覧ください。

　こちらに関しては、毎年、年度の評価を行い、次年度に向けた計画を審議する内容となります。

　まず、33 ページから 40 ページに関しては、前年度の結果状況と評価について、事務局よりまとめております。この成果から、41 ページ以降で、令和 3 年度の計画を作成しております。担い手への農地利用集積や遊休農地に関する措置等計画としてまとめておりますので、これからの委員活動においてご活用、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 　ただ今事務局より説明を受けましたとおりとなります。こちらに関して

は、適正な事務実施に伴う計画という事ですが、何かご質問、ご意見等  
はありますでしょうか。

委 員 なし

議 長 無いようですので承認をいたします。

議 長 次に日程第3,報告事項でございます。報告第7号、農地法第18条第6  
項の合意解約、報告第8号、非農地証明願の届出、報告第9号、農地改  
良行為の届出について、事務局説明をお願いします。

44ページ報告第7号農地法第18条第6項の合意解約につきまして、  
45ページをご覧ください。

農地法第18条第6項に係る報告表です。

**【説明】**

引き続き、46ページ報告第8号 非農地証明願届出につきまして、  
令和3年6月に申請がありました非農地証明願につきまして、「耕作放  
棄地に係る農地法第2条第1項」に従い、非農地判断基準に沿って「非  
農地」と判断された土地について、承認を求めるものであります。

47ページ、非農地証明願届出書（非農地証明）をご覧ください。非農  
地証明願に伴う不許可転用確認報告表です。

**【説明】**

引き続き、48ページ報告第9号 農地改良行為の届出につきまして、  
49ページをご覧ください。農地改良行為の届出に係る報告表です。

1番（土地の所在） 宮若市下有木字揚ヶ田（地番）858番1、（地目）  
田（面積）398㎡、（種別）第一種農地、届出人 太宰府市青葉台1丁  
目17-6、兼業、齊藤 秀和（改良目的）暗渠排水の埋設となってお  
ります。（添付書類）施工計画図となっております。以上となります。

議 長 ただ今の事務局からの報告、第7号から9号までについて、ご質問、ご  
意見等ございましたらお願いします。



